

2021年1月1日

社会福祉法人 香南会

職場におけるハラスメント防止方針

- 1 法人は、職員だけでなく法人に関係する利用者や事業者（「利用者等」という。）を対象として、職場におけるハラスメントなど、個人の尊厳を損なう行為を許しません。
また、それらを見過ごすことも許しません。
- 2 法人の職員は、就業規則施行細則4（職場におけるハラスメントの防止に関する定め）を遵守し、個人の尊厳を損なう行為を行ってはなりません。ハラスメント行為に該当する場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象になります。
- 3 法人は、利用者等によるハラスメントの事実が明らかになった場合は、契約解除等を行う場合があります。
- 4 法人は、規則等に基づき、職場や利用者等からのハラスメントなどの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。
相談者や、事実関係の確認に協力した者に対し、不利益な取扱は行いません。
また、プライバシーを守って対応します。

職場・利用者等におけるハラスメント相談窓口

人事部 社会保険労務士 尾崎

人事部長 西村

内線電話 720-671

直通電話 0887-55-2843

受付時間 平日9時～17時